

政策会議 議事概要

1. 審議日時：令和元年7月26日（金） 13時40分～14時10分
2. 場 所：第2応接室
3. 事 案 名：男女共同参画センターの移転について
4. 出 席 者：市長、尾原副市長、山崎副市長、健康福祉局長、建設局長、市長公室長、企画財政部長、秘書課長、同課補佐、財政課長、行政経営課長、同課補佐、高齢者福祉課長
＜所管部局＞市民生活部長、市民協働課長、同課補佐
＜事 務 局＞政策企画課長、同課補佐、同課係長
5. 審議概要：

(1) 事案の論点

- ・ 現在の男女共同参画センター（以下「現センター」という）を10月末で閉館し、11月1日に新たな男女共同参画センター（以下「新センター」という）を開館する。
- ・ 新センターについては、フェイスビル内の市民活動サポートセンターの一部及び総合窓口センターの相談室に設置し、新センターの他に公民館も活用しつつ現センターの機能を維持する。

(2) 説明概要

- 現センターが存する船橋スカイビルについて、市民が利用する公共施設としての耐震性が不足していることから、新たな場所への移転が必要である。
- 移転先については、様々な場所を候補に挙げて検討してきたが、情報発信の基地として一番利便性が高いこと、交流の場を確保することができること、フェイスビルの相談室は従前より相談室として使用していたこと等の理由から、上記を移転先候補地とした。
- 移転の必要性について利用団体へ説明したところ、利用団体で構成される連絡会より、フェイスビル等船橋駅に隣接する場所への移転や、移転後も現センターの機能や資源を維持する旨の要望書が提出されている。
- 新センターでは図書閲覧貸出、情報提供、交流コーナーの設置、団体交流の場の提供、相談に係る業務を実施する。
- 新センターには利用団体専用の会議室を設置できないため、代替として各公民館の利用を案内する。
- 講座・フェスティバルについては、市民協働課主催で公民館等にて開催する。
- 新センターは現センターに比べ船橋駅からの距離が近く、それにより利用者の利便性が高くなることから、男女共同参画に関する情報の取得が容易となり、また、利用者同士での交流がより活発化する。
- 移転に係るコストについては、令和元年第2回定例会に補正予算案を提出する。
- 移転に係るスケジュールについては、8月上旬以降議会や利用団体、管理組合へ説明し、10月上旬に条例改正及び補正予算の議決が得られれば、11月1日開館に向け準備を進める。
- センター移転後の跡地については、船橋スカイビルの所有者・管理組合への説明や、負担金の支払い、維持管理方法等の課題があり、引き続き検討を要する。

(3) 質疑・意見等

- 会議室貸出の代替として案内する各公民館の使用について、使用料等の面で市民サービスの低下は招かないか。
(回答) 現時点で社会教育関係団体でない現センターの登録団体については、特例として公民館使用料を2年間半額とし、その期間で社会教育関係団体への登録を促す。
- 改正前の船橋市男女共同参画センター条例第4条で定めていた「使用できる者」の規定について、改正後は削除でよいのか
(回答) 「使用できる者」については、会議室貸出に係る条項であることから、男女共同参画センターにおいて会議室貸出を行わない運用となることに伴い削除する。

(4) 審議結果

提案どおり了承する。